

大阪・関西万博きょうと推進委員会主催500日前イベント（仮称）開催業務 仕様書

1 業務名称

大阪・関西万博きょうと推進委員会主催500日前イベント（仮称）開催業務

2 業務目的

2025年の大阪・関西万博（以下「万博」という）に向け、万博開始の500日前を目途とした令和5年12月1日（金）に機運醸成イベントを実施する。イベントの企画内容は大阪・関西万博きょうと推進委員会（以下「推進委員会」という）内に設置された若手部会を中心に行う。

本業務の目的は、上記イベントの運営遂行を通してステークホルダーの拡大及び機運醸成を図ることである。

3 契約期間

契約締結日から令和6年1月31日（水）まで

4 委託業務の内容

本委託で実施する業務は、以下の（1）～（5）とする。

なお、業務の実施にあたっては、発注者と十分に協議・調整すること。

（1）イベント企画会議への参画

若手部会を中心とした当イベントの企画会議への参画、打合せ

（2）イベント会場のレイアウト等調整

若手部会で出た意見等を踏まえ、イベント会場のレイアウトや会場運営計画等を適宜修正

※最低条件として、ステージを2か所と関係者のみ入ることのできる交流スペースを設置すること

※交流スペースは別フロアに分けて設置することも可とする

※会場は万博のわくわく感を演出するなど、参加者の機運を高めるデザインとすること

※必要に応じて展示設計のパス、図面等を随時提出

（3）出演者との調整

ステージイベントに出演する団体等との調整

※出演者については推進委員会が指定

（4）イベント運営に必要な人材の手配・業務指示

会場運営計画に基づき運営に必要な人材（アルバイトを含む）の手配並びに業務指示

（5）イベントに関する広報

SNSや中吊り広告、チラシなどの媒体を用いてイベントの実施を告知

※イベントの内容は9月9日（土）以降にリリース可能となる見込み

（6）イベント当日の運営

設営・撤去、受付、司会進行、会場内運営（音響・照明・映像など）、警備、各ブースの運営サポート

※当日、主催者イベント（1時間）、トークセッション（1.5時間）を実施予定

※その他の時間においては一定時間でステージ催しの入れ替わりを予定

<イベント概要>

日時：令和5年12月1日（金）午後3時～午後8時

うち、午後3時～午後6時は一般参加型イベント、午後6時～午後8時は関係者のみの交流会とする

場所：みやこめっせ1階第2展示室（1/2利用）

※地下1階伝統産業ミュージアムも交流会会場として利用可能

<主催団体概要>

団体名：大阪・関西万博きょうと推進委員会

構成及び過去の会議資料等（京都府HP）：<https://www.pref.kyoto.jp/kikaku/banpaku/index.html>

5 業務完了報告

業務完了後は、令和6年1月31日（水）までに、業務完了報告書を紙媒体及び電子データで提出すること。
経費内訳・詳細資料の提出期限及び提出先は別途連絡する。

6 著作権等

- （1）本事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、発注者に帰属する。
- （2）受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- （3）成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- （4）納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7 個人情報の取扱い

委託業務を実施するための個人情報の取扱いについては、京都府個人情報保護条例及び委託契約書の記載事項を遵守しなければならない。

8 再委託

- （1）受託事業者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託事業者は、業務をより効果的なものとする目的において、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等業務の主たる部分を除き、必要に応じて業務の一部を再委託することができる。
- （2）受託事業者は、業務を再委託に付する場合、再委託先ごとに再委託する業務の内容、再委託先の概要並びにその体制及び責任者について、書面により再委託先との契約関係を明確にした上で発注者の承諾を得るとともに、再委託先に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

9 その他

- （1）本業務の実施に当たっては、発注者と連絡を密にし、円滑な業務の遂行に努めること。
- （2）発注者が会議等への出席等、業務の要請をした場合には、即応することができる体制を構築しておくこと。
- （3）受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- （4）業務に支障が生じた場合又は支障の発生が予想される場合には、その要因を分析するとともに、発注者と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。

- (5) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項、細部の業務内容等については、発注者と協議して決定すること。